

## ○益田市議会基本条例

平成21年12月24日

益田市条例第42号

改正 平成24年12月28日条例第47号

### 前文

益田市議会は、市長とともに、2つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして市民の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨を実現するために活動するものである。議会は、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日にあって、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則等をこの条例に定め、市民に身近な信頼される議会を目指し、市民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

### (目的)

第1条 この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、市民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組み、責任ある議会活動を行うものとする。

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりに取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため、不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

4 議員は、議会選出として会議に出席する場合は、議会に会議報告をしなければならない。

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような議会報告会等を開催するよう努めるものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの請願者・陳情者の意見を聴くことができる。

5 議会は、市民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、議会活動を広く周知するため議会広報の充実に努めるものとする。

(議員と市長等の関係)

第6条 議会審議における議員と市長等執行機関の長は、それぞれの立場を自覚、尊重し、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

(議会審議における論点情報の形成)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の有無及びその内容

(4) 益田市総合振興計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成及び提出を求めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第9条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、他に条例で定めるほか、次のとおりとする。

(1) 基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関する事。

(2) 憲章の制定、変更又は廃止に関する事。

(3) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。

(4) 姉妹都市又は友好都市の提携に関する事。

2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により前項に規定する事件について策定、制定若しくは提携、変更又は廃止の必要があると認めるときは、市長その他の執行機関に対し意見を申し出ることができる。

(議会に報告すべき計画)

第10条 市長その他の執行機関は、基本構想及び基本計画を実現するための各行政分野における長期的で重要、かつ、基本的な計画の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。

(討論による合意形成)

第11条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(委員会の運営)

第12条 議会は、社会の経済情勢等により新たに生ずる行政課題等に迅速、かつ、的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、情報交換及び意見交換を行うよう努めるものとする。

(政務活動費)

第13条 議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 議員は、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第15条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の状況及び課題並びに将来の予測、展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映するものとする。

(議員報酬)

第16条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の状況及び課題並びに将来の予測、展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映するものとする。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の資質並びに政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議長は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心をもつよう議会広報活動に努めるものとする。

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例の改正を含む議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年12月28日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。